

『佐賀型 店舗休業支援金』（5月7日始期：接待を伴う飲食店等） に係る休業等状況届出の手引

令和2年5月12日更新

【提出方法等】

【届出期間】

令和2年5月7日（木曜日）から同年5月31日（日曜日）まで

【提出方法】

1 届出書類の提出

郵送の場合

届出書類を次の宛先に郵送ください。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズ（A4が折らずに入るもの）でご提出をお願いします。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

<宛先> 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁 佐賀型店舗休業支援金受付係

令和2年5月31日（日曜日）の消印有効です。

切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

送料は届出者側でご負担をお願いします。

オンライン提出の場合

（公開 URL）<<https://www.sagagata-shien.com>>



なお、令和2年5月31日（日曜日）23時59分までに送信を完了してください。

持参窓口は設けておりません。（感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）

2 届出に必要な書類の入手方法

次の方法にて、届出に必要な書類等を入手することができます。

- ・佐賀県ホームページからダウンロード

URL：<<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00374233/index.html>>

- ・佐賀県産業労働部産業政策課での配布
- ・各市町の所定の窓口での配布
- ・各商工団体の所定の窓口での配布

窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

市町商工団体の窓口は配布書類が不足する場合等ありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応いたします。

- ・佐賀県対新型コロナ事業者向け支援制度相談センター

TEL：0952-25-7462

受付時間：8時30分～21時00分（土、日、祝日もお電話いただけます。）

支援金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、佐賀県は、「佐賀県の緊急事態措置」(令和2年4月20日公表、以下「緊急事態措置」という。)において、事業者の皆様には施設の使用停止や施設の営業時間の短縮へのご協力をお願いしましたが、5月7日からは、クラスター感染が発生するおそれのあるキャバレー、ナイトクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店(横などに付いて接待を行う店)、性風俗店に休業要請を行います。

この依頼に応じて、休業の対象となる接待を伴う飲食店(横などに付いて接待を行う店)等の施設(以下「対象施設」という。)を運営されている方で、休業を行っていただいた事業者の皆様に対して、『佐賀型 店舗休業支援金』(以下「支援金」という。)を交付いたします。

【要請期間】

4月22日始期の休業等要請(当該時点対象施設): 令和2年4月22日から5月6日まで
5月7日始期の休業要請(接待を伴う飲食店等): 令和2年5月7日から5月20日まで

2. 交付額

1店舗あたり15万円(何店舗でも上限なし) 4月22日始期の休業等要請分とは別

「店舗」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・事業のために所有又は賃貸借している施設において、店舗名(屋号)を掲げて常設的に広く物品、サービスの提供を行っているもの

(例: 2つの店舗と別に1つの管理事務所がある場合 店舗の数「2」(注: 管理事務所等は店舗にはあたりません。))

対象要件(5月12日更新あり)

1. 対象

本支援金の対象となる店舗は、次の(1)から(4)の全てを満たす施設とします。

- (1) 佐賀県内のキャバレー、ナイトクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店(横などに付いて接待を行う店)又は性風俗店であること。(事業者は、法人、個人事業主(フリーランスを含む。)を問わず、県外に本社がある場合も対象となります。)

接待を伴う飲食店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)に基づく風俗営業(接待飲食等営業)の1号営業の許可を受けている店舗のほか、感染拡大防止の観点から実態に応じた判断となります。ただし、5月20日までの期間中、業態を変えてカウンター越しに接客するなどの対応

をとった場合は休業要請(及び本支援金)の対象になりません。また、風俗営業(接待飲食等営業)の1号営業の許可を受けている一部の旅館や料理店においても、コンパニオン等による接待のある営業を行っていただければ休業要請(及び本支援金)の対象、接待を行わずに営業を継続すれば休業要請(及び本支援金)の対象外となります。(例えば、これまでコンパニオン等の参加する宴会を行っていた場合、宴会を休止して夕食提供のみとすることがホームページの告知等で確認できれば本支援金の対象、コンパニオン等が参加しない宴会を行うこととすれば本支援金の対象外ですが営業は可能です。)

性風俗店は、風営法に基づく性風俗関連特殊営業(店舗型性風俗特殊営業)の1号営業又は2号営業を行う店舗に限ります。

- (2) 緊急事態措置による休業を実施する前日(令和2年5月6日)以前から、対象施設に関する必要な許認可等を取得の上、運営している施設であること。
- (3) 原則、緊急事態措置による休業の期間(令和2年5月7日から同年5月20日まで)の全ての期間において、休業を行う施設であること。(『佐賀型 店舗休業支援金』に係る休業等状況届出書)(以下「届出書」という。)に、当該期間の休業の状況を記載していただきます。
なお、休業準備のため休業の開始が5月7日より数日間遅れた場合は、届出書にその理由や休業の開始時期を記載いただき、適当と認められる場合は対象とします。
- (4) 首相が学校の臨時休業要請を表明する前日(令和2年2月26日)以前から休業を行っている施設でないこと。

2. 対象外

自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が次のいずれかに該当する者及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は本支援金の交付対象にはなりません。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

届出手続き等

1. 届出書類

支援金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を、令和2年5月31日(日曜日)までに佐賀型店舗休業支援金受付係に提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、届出書類の返却はいたしません。

1. 休業の状況がわかる書類(写しで可) (例)・休業期間を告知した店頭貼り紙の写真 ・休業期間を告知した自社ホームページやSNSの写し等 休業する施設等の名称や状況(休業の期間、営業時間の変更)がわかるよう工夫してください。 複数の施設等が混在している場合、対象の施設部分が休業を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。
2. 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類((1)~(3)の書類は全て提出する必要があります。) 1 (1) 営業活動を行っていることがわかる書類(写しで可) (例)・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(飲食店営業許可、酒類販売業免許等) 対象施設等の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取 得していることがわかる書類を提出してください。 ・<業種に係る営業に必要な許可等がない場合>直近の経理帳簿(令和2年4月21日までを含むもの) (2) 届け出る施設等ごとの外景(店舗名や社名入り)の写真 (3) 本人確認書類(写しで可) 本人確認のために次の書類等を提出してください。 (法人) 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類 (個人) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類
3. 『佐賀型 店舗休業支援金』に係る休業等状況届出書(別紙1 - 又は別紙1 -) 複数店舗について届出される方は1回の届出にまとめていただくようお願いします。
4. 誓約書(別紙2 -) 誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名の欄は、必ず自署でお願いします。
5. 振込先口座申請書(別紙3) 1 振込先の口座は届出者ご本人の口座に限ります。 (法人の場合は、当該法人の口座に限ります。)

- 1 同一店舗に係る4/22~5/6の休業等状況届出の提出がある場合は、添付資料「2」は省略可能です。
- 2 オンライン提出の場合は、上記書類をスキャナまたは写真で取り込み、送信してください。

2. 届出に必要な書類の入手方法

次の方法にて、届出様式を入手することができます。

佐賀県ホームページからダウンロード

URL : <<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00374233/index.html>>

佐賀県産業労働部産業政策課での配布

佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 新館9階南側

各市町の所定の窓口(別表2)での配布

各商工団体の所定の窓口(別表3)での配布

窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

及び の窓口では配布書類が不足する場合等ありますので、ご了承ください。

別表2 各市町の所定の窓口

市町名・所属名	電話番号	住所
佐賀市商業振興課	0952-40-7100	佐賀市栄町1番1号 本庁6階
唐津市商工振興課	0955-72-9141	唐津市西城内1番1号 大手口別館5階
鳥栖市商工振興課	0942-85-3605	鳥栖市宿町1118番地 南別館1階
多久市商工観光課	0952-75-2117	多久市北多久町大字小侍7-1 1階
伊万里市企業誘致・ 商工振興課	0955-23-2184	伊万里市立花町1355番地1 本館2階
武雄市商工観光課	0954-23-9237	武雄市武雄町大字昭和12番地10 3階
鹿島市商工観光課	0954-63-3412	鹿島市大字納富分2643番地1 2階
小城市商工観光課	0952-37-6129	小城市三日月町長神田2312番地2 東館1階
嬉野市観光商工課	0954-42-3310	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地 嬉野庁舎1階
神崎市商工観光課	0952-37-0107	神崎市神崎町神崎410番地 本庁2階
吉野ヶ里町産業振興課	0952-37-0350	神埼郡吉野ヶ里町三津777番地 東脊振庁舎2階
基山町産業振興課	0942-92-7945	三養基郡基山町大字宮浦666番地 2階
上峰町産業課	0952-52-7415	三養基郡上峰町大字坊所383番地1 1階
みやき町企画調整課	0942-89-1655	三養基郡みやき町大字東尾737-5 みやき町庁舎2階
玄海町企画商工課	0955-52-2112	東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 3階
有田町商工観光課	0955-46-2500	西松浦郡有田町立部乙2202番地 3階 14番窓口
大町町企画政策課	0952-82-3112	杵島郡大町町大字大町5017番地
江北町産業課	0952-86-5615	杵島郡江北町大字山口1651番地1 1階
白石町商工観光課	0952-84-7123	杵島郡白石町大字福田1247番地1 2階
太良町企画商工課	0954-67-0312	藤津郡太良町大字多良1番地6 本庁2階

窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

別表3 各商工団体の所定の窓口

団体名	電話番号	住 所
佐賀商工会議所	0952-24-5155	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階
唐津商工会議所	0955-72-5141	唐津市大名小路1-54
鳥栖商工会議所	0942-83-3121	鳥栖市元町1380-5
伊万里商工会議所	0955-22-3111	伊万里市新天町663
武雄商工会議所	0954-23-3161	武雄市武雄町大字昭和1番地2
鹿島商工会議所	0954-63-3231	鹿島市大字高津原4296-41
小城商工会議所	0952-73-4111	小城市小城町253-21 ゆめぶらっと小城3階
有田商工会議所	0955-42-4111	西松浦郡有田町本町丙954番地9
多久市商工会	0952-74-2144	多久市北多久町大字小侍687-19
佐賀市南商工会	0952-47-2590	佐賀市諸富町大字為重529-5
佐賀市北商工会	0952-62-0174	佐賀市大和町大字尼寺1854-5
神崎市商工会	0952-52-7131	神崎市神埼町神埼413-3
吉野ヶ里町商工会	0952-52-4644	神埼郡吉野ヶ里町吉田283-6
基山町商工会	0942-92-2653	三養基郡基山町大字宮浦218
みやき町商工会	0942-94-3328	三養基郡みやき町大字原古賀1043-2
上峰町商工会	0952-52-9505	三養基郡上峰町大字坊所383-1
小城市商工会	0952-66-0222	小城市牛津町牛津726-1
唐津東商工会	0955-62-2901	唐津市相知町相知2044-10
唐津上場商工会	0955-82-3826	唐津市鎮西町名護屋1801
唐津上場商工会 経営支援センター	0955-52-2118	東松浦郡玄海町諸浦338-1
武雄市商工会	0954-36-2111	武雄市北方町大字志久1662
大町町商工会	0952-82-5555	杵島郡大町町大字福母419-3
江北町商工会	0952-86-2151	杵島郡江北町大字山口3360-2
白石町商工会	0952-84-2043	杵島郡白石町大字福田1970-6
太良町商工会	0954-67-0069	藤津郡太良町大字多良1856-2
嬉野市商工会	0954-66-2555	嬉野市塩田町大字馬場下甲1777-1
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階

窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

3 . 提出方法

郵送の場合

届出書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズ（A4が折らずに入るもの）でご提出をお願いします。

また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

<宛先>

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀型店舗休業支援金受付係

令和2年5月31日（日曜日）の消印有効です。

切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

送料は届出者側でご負担をお願いします。

オンライン提出の場合

（公開URL）<<https://www.sagagata-shien.com>>



なお、令和2年5月31日（日曜日）23時59分までに送信を完了してください。

持参窓口は設けておりません。（感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）

4 . 本支援金の届出受付期間

令和2年5月7日（木曜日）から同年5月31日（日曜日）まで

5 . 交付の決定

届出書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を交付します。また、本支援金の交付は、届出書類の受理後、速やかに行います。

6 . 通知等

届出書類の審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。

また、届出書類の審査の結果、本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送いたします。

7．本支援金に関するお問い合わせ先

本支援金の届出等に関してご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

- ・ 佐賀県対新型コロナ事業者向け支援制度相談センター
TEL：0952-25-7462
受付時間：8時30分～21時00分（土、日、祝日もお電話いただけます。）
- ・ 佐賀県産業労働部産業政策課
TEL：0952-25-7182
受付時間：8時30分～17時15分（平日のみの受付です。）

その他

1．支援金の返還

本支援金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、佐賀県は、本支援金の交付決定を取り消します。この場合、届出者は、支援金を返金するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額15万円に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。

2．事前連絡先

対象期間内（令和2年5月7日から令和2年5月20日まで）の内にやむを得ず対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合は、必ず事前に佐賀県対新型コロナ事業者向け支援制度相談センターに連絡してください。（0952-25-7462 8時30分から21時まで）

3．事業者名等の公表

対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を佐賀県ホームページにて公表することがあります。

4．検査・報告等

本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、佐賀県は、対象施設の休業の取組に係る検査、報告を求めることがあります。

『佐賀型 店舗休業支援金』に係る休業等状況届出書
 (接待を伴う店舗について4月22日～5月20日の期間を通算して届け出る場合)

令和 2 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地	〒 -
名称	
(フリガナ)	
代表者 役職名・氏名	
代表者の生年月日(和暦)	
電話番号	
法人番号(法人のみ)	

佐賀県からの休業要請等に応じ、以下のとおり休業又は営業時間短縮の状況を届け出ます。

休業又は営業時間短縮を行った店舗数						
1						
種類	施設	店舗名 (屋号等)	所在地	電話番号	休業又は営業時間 短縮の内容	週3以上 短縮
2	2				3	4
休業等の準備のため、休業又は営業時間短縮の開始が遅れた店舗がある場合は、店舗名、理由、休業等の開始時期を記載						

- 4月22日から5月20日までの間に休業等を行った店舗の数(2月26日以前に休業していた店舗を除く。)を記載してください。
- 緊急事態措置における休業要請等の対象施設一覧(県ホームページに掲載)の「種類」、「施設」を記載してください。
- 休業又は営業時間短縮の内容を記載してください。(例:4/22～5/20休業、4/22～5/6営業時間短縮(10時～22時 10時～20時))
- <常設店舗ではない教室等の場合のみ記載>週3以上の事業活動の有無を「あり」「なし」で記載してください。

【添付書類】 添付書類の提出もれがないよう届出にあたっては に✓の記載をお願いします。

休業又は営業時間短縮の状況がわかる書類

(例)・休業期間を告知した店頭貼り紙の写真

・休業期間を告知した自社ホームページやSNSの写し

緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類

・営業活動を行っていることがわかる書類

(例)・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(許可証等の写し)

・<業種に係る営業に必要な許可等がない場合>直近の経理帳簿の写し

・届け出る施設等ごとの外観写真(店舗名や社名入りの写真)

・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等の写し)

・<常設店舗ではない教室等の場合>週3日以上活動がわかる書類(活動計画表等の写し) . . .

誓約書(別紙2 -)

振込先口座申出書(別紙3)

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、届出の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この届出書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀型店舗休業支援金の交付事務及び誓約事項の確認のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

『佐賀型 店舗休業支援金』に係る休業等状況届出書
 (接待を伴う店舗について5月7日～5月20日の期間分のみを届け出る場合)

令和 2 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地	〒 -
名称	
(フリガナ)	
代表者 役職名・氏名	
代表者の生年月日(和暦)	
電話番号	
法人番号(法人のみ)	

佐賀県からの休業要請等に応じ、以下のとおり休業の状況を届け出ます。

休業又は営業時間短縮を行った店舗数						
1						
種類	施設	店舗名 (屋号等)	所在地	電話番号	休業	4/22～5/6の休業 等状況届出
2	2				3	4
休業の準備のため、休業の開始が遅れた店舗がある場合は、店舗名、理由、休業の開始時期を記載						

- 1 5月7日から5月20日までの間に休業を行った店舗の数(2月26日以前に休業していた店舗を除く。)を記載してください。
- 2 緊急事態措置における休業要請等の対象施設一覧(県ホームページに掲載)の「種類」「施設」を記載してください。
- 3 休業の内容を記載してください。(例:5/7～5/20休業)
- 4 同一店舗に係る4/22～5/6の休業等状況届出の有無を「あり」「なし」で記載してください。

【添付書類】 添付書類の提出もれがないよう届出にあたっては に✓の記載をお願いします。

同一店舗に係る4/22～5/6の休業等状況届出の提出がある場合は、添付資料「2」は省略可能です。(オンライン提出の場合は添付が必要です。)

1. 休業の状況がわかる書類
 (例)・休業期間を告知した店頭貼り紙の写真
 ・休業期間を告知した自社ホームページやSNSの写し
2. 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類
 ・営業活動を行っていることがわかる書類
 (例)・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(許可証等の写し)
 ・<業種に係る営業に必要な許可等がない場合>直近の経理帳簿の写し
 ・届け出る施設等ごとの外観写真(店舗名や社名入りの写真)
 ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等の写し)
3. 誓約書(別紙2 -)
4. 振込先口座申出書(別紙3)

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、届出の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この届出書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀型店舗休業支援金の交付事務及び誓約事項の確認のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

誓 約 書

私は、佐賀県の緊急事態措置に伴う休業の要請に基づき、『佐賀型 店舗休業支援金』（接待を伴う飲食店等）に係る休業等状況届出を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

<令和2年5月20日以前に申請される方のみ>

- ・届出書に記載の休業等を必ず実施します。なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、佐賀県に事前に連絡します。

<以下、届出をされる全ての方>

- ・対象要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- ・佐賀県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以上

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地 _____
名称 _____
代表者名 _____

法人の代表者又は個人事業者が自署してください。

振込先口座申出書

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀県から私に支払われる『佐賀型 店舗休業支援金』の振込先を、以下の通り申し出ます。

申請者 (法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

住所

氏名

口座情報誤りの場合の問い合わせ先 (☎ - - 、担当者:)

振込先金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号(右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	普通・当座 (○をつけてください)	
受取口座名義人(カタカナ)		30文字以内	

※金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義は預金通帳等で必ず確認してください。

※株式会社はカ)、有限会社はユ)など法人種類は略称でかまいません。

※口座情報に誤りがあった場合、支援金のお支払いが遅延する可能性があります。

※振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)

※以下、佐賀県使用欄につき記入しないでください。

振込指定日	月	日
依頼人名	サガケンシエンキン	

口座振替依頼書

共通連番: ()

下記のとおりお支払いください。

令和 年 月 日

株式会社佐賀銀行 御中

佐賀県産業労働部 産業政策課長

印

口座振替先	金額(円)
当紙振込先口座申出書のとおり	0000

検印

口座振替済書

当紙口座振替依頼書のとおり支払いました。

令和 年 月 日

佐賀県産業労働部 産業政策課長 様

株式会社 佐賀銀行

印

『佐賀型 店舗休業支援金』に係る休業等状況届出書

(接待を伴う店舗について4月22日～5月20日の期間を通算して届け出る場合)

令和 2 年 5 月 日

佐賀県知事 様

押印の必要はありません

種類等については、店舗の主たる事業について、記載してください。

所在地	〒 佐賀市 町 番
名称	株式会社佐賀
(フリガナ)	サガ タロウ
代表者 役職名・氏名	代表取締役 佐賀 太郎
代表者の生年月日(和暦)	昭和 年 月 日
電話番号	×× - ×× - ××
法人番号(法人のみ)	1234567891234

佐賀県から休業要請等に応じ、以下のとおり休業又は営業時間短縮の状況を届け出ます。

休業又は営業時間短縮を行った店舗数	3					
1						
種類	施設	店舗名 (屋号等)	所在地	電話番号	休業又は営業時間 短縮の内容	週3以上
2	2				3	4
遊興施設等	スナック	スナック佐賀	佐賀市 町 番	××-××-××	4/22～5/20 休業	
遊興施設等	スナック	スナック唐津	唐津市 町 番	××-××-××	4/23～5/20 休業	
食事提供施設	飲食店	佐賀亭	佐賀市 町 番	××-××-××	4/22～5/6 営業時間短縮(10時～23時 10時～20時)	
休業等の準備のため、休業又は営業時間短縮の開始が遅れた店舗がある場合は、店舗名、理由、休業等の開始時期を記載			スナック唐津について、スタッフへの休業の連絡が間に合わず、4/23から休業開始			

- 4月22日から5月20日までの間に休業等を行った店舗の数(2月26日以前に休業していた店舗を除く。)を記載してください。
- 緊急事態措置における休業要請等の対象施設一覧(県ホームページに掲載)の「種類」、「施設」を記載してください。
- 休業又は営業時間短縮の内容を記載してください。(例:4/22～5/20 休業、4/22～5/6 営業時間短縮(10時～22時 10時～20時))
- <常設店舗ではない教室等の場合のみ記載>週3日以上の実業活動の有無を「あり」「なし」で記載してください。

【添付書類】 添付書類の提出もれないよう届出にあたっては に✓の記載をお願いします。

- 休業又は営業時間短縮の状況がわかる書類
- (例)・休業期間を告知した店頭貼り紙の写真
- ・休業期間を告知した自社ホームページやSNSの写し
- 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類
- ・営業活動を行っていることがわかる書類
- (例)・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(許可証等の写し)
- ・<業種に係る営業に必要な許可等がない場合>直近の経理帳簿の写し
- ・届け出る施設等ごとの外観写真(店舗名や社名入りの写真).....
- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等の写し).....
- ・<常設店舗ではない教室等の場合>週3日以上の実業活動がわかる書類(活動計画表等の写し).....
- 誓約書(別紙2 -).....
- 振込先口座申出書(別紙3).....

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、届出の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この届出書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀型店舗休業支援金の交付事務及び誓約事項の確認のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

『佐賀型 店舗休業支援金』に係る休業等状況届出書

(接待を伴う店舗について 5月7日～5月20日の期間分のみを届け出る場合)

令和 2 年 5 月 日

佐賀県知事 様

押印の必要はありません

所在地	〒 佐賀市 町 番
名称	株式会社佐賀
(フリガナ)	サガ タロウ
代表者 役職名・氏名	代表取締役 佐賀 太郎
代表者の生年月日(和暦)	昭和 年 月 日
電話番号	×× - ×× - ××
法人番号(法人のみ)	1234567891234

種類等については、店舗の主たる事業について、記載してください。

佐賀県から休業要請等に応じ、以下のとおり休業の状況を届け出ます。

休業又は営業時間短縮を行った店舗数	2					
1						
種類	施設	店舗名 (屋号等)	所在地	電話番号	休業	4/22～5/6の休業等状況届出
2	2				3	4
遊興施設等	スナック	スナック佐賀	佐賀市 町 番	××-××-××	5/8～5/20休業	あり
遊興施設等	スナック	スナック唐津	唐津市 町 番	××-××-××	5/7～5/20休業	あり
休業の準備のため、休業の開始が遅れた店舗がある場合は、店舗名、理由、休業の開始時期を記載			スナック佐賀について、スタッフへの休業の連絡が間に合わず、5/8から休業開始			

- 1 5月7日から5月20日までの間に休業を行った店舗の数(2月26日以前に休業していた店舗を除く。)を記載してください。
- 2 緊急事態措置における休業要請等の対象施設一覧(県ホームページに掲載)の「種類」、「施設」を記載してください。
- 3 休業の内容を記載してください。(例:5/7～5/20休業)
- 4 同一店舗に係る4/22～5/6の休業等状況届出の有無を「あり」「なし」で記載してください。

【添付書類】 添付書類の提出もれがないよう届出にあたっては に✓の記載をお願いします。

同一店舗に係る4/22～5/6の休業等状況届出の提出がある場合は、添付資料「2」は省略可能です。(オンライン提出の場合は添付が必要です。)

1. 休業の状況がわかる書類 ✓
(例)・休業期間を告知した店頭貼り紙の写真
・休業期間を告知した自社ホームページやSNSの写し
2. 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類
・営業活動を行っていることがわかる書類
(例)・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(許可証等の写し)
・<業種に係る営業に必要な許可等がない場合>直近の経理帳簿の写し
・届け出る施設等ごとの外観写真(店舗名や社名入りの写真)
・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等の写し)
3. 誓約書(別紙2 -) ✓
4. 振込先口座申出書(別紙3)

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、届出の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この届出書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀型店舗休業支援金の交付事務及び誓約事項の確認のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

誓 約 書

私は、佐賀県の緊急事態措置に伴う休業の要請に基づき、『佐賀型 店舗休業支援金』（接待を伴う飲食店等）に係る休業等状況届出を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

<令和2年5月20日以前に申請される方のみ>

- ・届出書に記載の休業等を必ず実施します。なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、佐賀県に事前に連絡します。

<以下、届出をされる全ての方>

- ・対象要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- ・佐賀県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以上

令和 2 年 5 月〇 日

佐賀県知事 様

所在地 佐賀市〇〇町〇〇番
 名称 株式会社佐賀
 代表者名 代表取締役 佐賀 太郎

法人の代表者又は個人事業者が自署してください。

ゴム印等を使用せず、必ず自署してください。
 なお、押印の必要はありません。

振込先口座申出書

令和 2年 5月 〇日

佐賀県知事 様

佐賀県から私に支払われる『佐賀型 店舗休業支援金』の振込先を、以下の通り申し上げます。

申請者 (法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

住所

佐賀市〇〇町〇〇番

氏名

株式会社佐賀 代表取締役 佐賀 太郎

口座情報誤りの場合の問い合わせ先 (☎ ××-××-××、担当者：●●)

振込先金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号(右詰めで記入)
〇〇 銀行	〇〇 支店	普通・当座 (〇をつけてください)	0 0 0 0 0 0 0 0
受取口座名義人(カタカナ) 30文字以内			
カ) サカ タ イ ヒ ヨ ウ ト リ シ マ リ ヤ ク サ カ タ ロ ウ			

※金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義は預金通帳等で必ず確認してください。

※株式会社はカ)、有限会社はユ)など法人種類は略称でかまいません。

※口座情報に誤りがあった場合、支援金のお支払いが遅延する可能性があります。

※振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)

※以下、佐賀県使用欄につき記入しないでください。

振込指定日	月	日
依頼人名	サガケンシエンキン	

口座振替依頼書

共通連番：()

下記のとおりお支払いください。

令和 年 月 日

株式会社佐賀銀行 御中

佐賀県産業労働部 産業政策課長

印

口座振替先	金額(円)
当紙振込先口座申出書のとおり	0 0 0 0

検印

口座振替済書

当紙口座振替依頼書のとおり支払いました。

令和 年 月 日

佐賀県産業労働部 産業政策課長 様

株式会社 佐賀銀行

印